

29 西 審 国 第 8 号  
平成 30 年 2 月 2 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市国民健康保険運営協議会  
会長 清 水 文 子

諮問第 1 号に対する答申書

平成 29 年 10 月 31 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮 問 事 項

平成 30 年度国民健康保険料のあり方について

2 答 申 事 項

平成 30 年度国民健康保険料率を次のとおり見直す。

(1)基礎賦課額

被保険者均等割	28,800 円から 31,600 円
世帯平等割	2,800 円から 0 円

なお、平成 30 年度税制改正において、国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡大が予定されている。

国民健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い国民健康保険料軽減の拡充を行うこと。

### 3 答申の理由

一般会計からの法定外繰入金は、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性確保の観点から一定の枠内で運用すべきである。法定外繰入金については歳入の確保、歳出の抑制、保険料のあり方などを総合的に勘案する必要がある。

上記視点に立ち、平成30年度の保険料について審議した。

国民健康保険料のあり方については、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県となるため、平成27年1月29日付け答申資料「西東京市国民健康保険料のあり方について」を作成し、平成27年度から計画的に医療分の賦課方式の2方式への移行を目指してきた。平成30年度は、移行計画の最終年度であり、計画に沿って医療分の賦課方式を2方式とした。

また、賦課限度額については、本市は、国の改正から1年遅れで見直しを行ってきた。今年度、国の改正が行われなかったことから、平成29年度は国基準と同額となっている。国の動向は、平成30年度税制改正により、平成30年度に賦課限度額を4万円増額するための法改正が予定されているが、この間の経過を踏まえ、賦課限度額の見直しは行わず据え置くこととした。

平成30年度は、国民健康保険の都道府県単位化の初年度であり、国保事業費納付金や標準保険料率等、国保財政のしくみが変わることになる。平成30年度国民健康保険特別会計は、「西東京市国民健康保険料のあり方について」に基づく医療分の賦課方式の移行計画の実施により、法定外繰入金についても減少する見通しであることから答申事項の結論に至った。

#### 「付帯意見」

1 WHOの提唱する健康都市連合に加盟した市にふさわしいよう、引き続き健康への市民の関心を高めながら健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、西東京市保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、計画の根幹をなす特定健診・特定保健指導の更なる受診率の向上、ジェネリック医薬品利用差額通知の発行、疾病の重症化予防など、医療費の適正化に向けて、事業の着実な取組みを進めること。

併せて、療養費の適正化、レセプト点検などの取組みを行い、国保財政の健全化を図ること。なお、歳入の確保及び負担の公平性の観点からも保険料徴収の向上を図ること。

2 現在、一般会計からの法定外繰入金によって事業運営の安定を保っている国保財政への負担縮減や低所得者をはじめとした被保険者の負担軽減を図るため、国・東京都への補助金の増額及び更なる財政基盤強化に繋がる財源構成を含めた保険制度の見直しを引き続き要望すること。